

うるま市公告

うるま市生産振興課公用車賃貸借制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施する。よって、地方自治法施行令（昭和22年制令第16号。以下、「施行令」という。）第167条の6、うるま市契約規則（平成19年うるま市規則第9号）第26条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年4月26日

うるま市長 中村 正人



1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|-------------------------------------|
| (1) 件名 | うるま市生産振興課公用車賃貸借 |
| (2) 履行期間 | 契約の日から令和11年6月30日まで |
| (3) 現場説明の有無 | 無し |
| (4) 入札・開札日時 | 令和6年5月16日（木）午前11時00分 |
| 場所 | うるま市役所 西棟1階 中会議室 |
| (5) 契約の内容 | 入札説明書及び仕様書による。 |
| (6) 予定価格（税抜） | ¥ 1,731,000- |
| (7) 最低制限価格（税抜） | 設定しない |
| (8) 入札の無効に関する事項 | うるま市契約規則第31条及び競争契約入札心得
規程第7条による。 |

(9) その他

1. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2. 入札金額の精算根拠となった内訳書の提出が必要です。内訳書を提出しない場合には、当該入札には参加できません。
3. 予定価格の事前公表を行う場合は、入札は1回です。入札書を1枚以上ご用意下さい。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 沖縄県内において本社または支店、営業所等を有すること。
- (2) 過去に官公庁と同等規模の車両賃貸借契約の実績を有すること。
- (3) 車両の故障等緊急時に、迅速に対応できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第224号）に基づく再生手続開始の申立て、及び、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) うるま市から指名停止措置などを受けていない者であること。
- (8) 国税及び地方税を完納していること。
- (9) うるま市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条第1項に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

3 問い合わせ先

うるま市 農林水産部 生産振興課 農水産係 担当：上江洲
〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号
TEL：098-923-7616
FAX：098-923-7686